

名古屋市科学館におけるフリースクール等にかかる観覧料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市科学館（以下、「科学館」という。）における名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第9条第2項第7号に規定する特別な事情があると認める場合として、不登校の児童生徒（中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学するものに限る。以下同じ。）に対する支援を行うことを主たる目的として活動する民設・民営の施設を利用する児童生徒及びその引率者の観覧料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱において「フリースクール等」とは、民設・民営の通所型施設（法令等により設置・認可等がされている施設を除く。）であって、次に掲げる全ての事項に該当する施設とする。

- (1) 不登校の児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的として活動している施設
- (2) 児童生徒の健全育成及び将来的な社会的自立を図るために活動している施設
- (3) 不登校の児童生徒の在籍校との連携・協力体制が構築できる施設
- (4) 不登校の児童生徒の毎月の通所状況や活動内容等を当該児童生徒が在籍する学校に報告することができる施設
- (5) 原則として週1日以上、学校の授業時間に開所している施設
- (6) 保護者等に対して、ホームページ等を通じて運営状況や料金体系を明らかにするなど適切に情報提供を行っている施設
- (7) 施設運営者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者。）のみを利用対象としていない施設
- (8) 本事業の実施に必要な範囲において、本市によるヒアリング及び現地確認を承諾する施設
- (9) 政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していない施設
- (10) 施設の運営主体が暴力団（名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）でない施設
- (11) 施設の運営主体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者がいない施設

(観覧料の減免)

第3条 フリースクール等を利用する児童生徒及びその引率者が、学校の授業日（名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年教育委員会規則第1号）第4条第1号及び第2号に定める休業日を除く日をいう。）に教育上の目的で入館する場合は規則第9条第2項第7号に規定する特別な事情があると認める場合として観覧料を減免することができる。

2 前項に掲げる場合の観覧料の減免の額は、規則第9条第2項第1号に準ずる額とする。

(観覧料減免申請書)

第4条 規則第10条によりフリースクール等が観覧料減免申請書を提出する際は、不

登校の児童生徒の支援を主たる目的として活動していることが確認できる資料等を添付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年9月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年12月23日限り、その効力を失う。